

○死亡（家族）

・概要

- (1) 組合員の被扶養者又は家族が死亡したとき

・関係法令等

- (1) 地方公務員等法共済組合法第42、53、54、65、72条
 (2) 地方公務員等法共済組合法施行規程第112、116条
 (3) 公立学校共済組法定款第23、26条
 (4) 公立学校共済組合運営規則第21条第4項
 (5) 福島県教職員互助会給付規程第7、11条

・手続

事項	処理時期	手続先	手続内容
扶養親族・被扶養者の死亡の場合	すみやかに	学校	(1) 忌引休暇 ※ 休暇（欠勤）願の受理 (2) 扶養手当 ※ 扶養親族届の受理 添付書類（次のいずれかの書類） ① 戸籍抄本 ② 死亡診断書 ③ 埋葬許可書(写) (3) 扶養親族認定台帳・組合員(会員)台帳の整理 ※ 認定後又は認定通知書受理後 (4) 寒冷地手当 ※ 世帯等の区分変更届出書の受理 （基準日の翌日以降、世帯区分が変更になる場合）
		教育事務所	(1) 給与マスター基本(修正)通知書7(扶養手当) (2) 給与マスター基本(修正)通知書9(寒冷地手当) （基準日の翌日以降、世帯区分が変更になる場合）
		福利課	(1) 被扶養者取消申告書 添付書類 ① 組合員被扶養者証 ② 戸籍抄本等の死亡を証明する書類 ③ 扶養親族届(認定後の写) (2) 給付 ① 家族埋葬料(同附加金)請求書(共済組合) 添付書類 ア 市町村発行の埋火葬許可書の写 ② 家族弔慰金請求書(災害で死亡したとき) ③ 死亡弔慰金請求書(互助会)
扶養親族・被扶養者でない者の死亡の場合	すみやかに	学校	(1) 忌引休暇 ① 休暇(欠勤)願の受理
		福利課	(1) 死亡給付金請求書(互助会) ※ 配偶者の場合は死亡弔慰金・死亡給付金 添付書類 ○被扶養者でない父母(継父母)死亡のとき ① 死亡の事実が分かるもの(例 死亡通知等) ② 継父母の場合は戸籍謄本又は戸籍抄本 ○被扶養者でない配偶者、子死亡のとき ① 死亡の事実が分かるもの(例 死亡通知等) ○同居している配偶者の父母(継父母含む)死亡のとき ① 住民票謄本(世帯全員のもの)及び死亡者の除票 ② 世帯が別の場合は続柄が分かる抄本等その他必要書類